

■高額な外来診療を受ける皆さまへ

これまで入院診療のみ「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」を提示することにより窓口で一定額以上支払う必要はありませんでしたが、平成24年4月1からは外来診療においても適用することになりました。なお、「減額認定証」の交付を受けたい方は、下記の「必要な手続きについて」をご覧ください。

これまで	高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたいました。
------	---



4月1日から

限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。
(同一医療機関に限ります)

◆必要な手続きについて

- ・後期高齢者医療で非課税世帯の方
- ・70歳未満の国民健康保険で所得区分が一般または低所得者の方
- ・70歳以上75歳未満の国民健康保険で所得区分が低所得者の方

必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
「減額認定証をお持ちでない方」は、事前に市町村窓口で交付の申請が必要です	「保険証」と「減額認定証」を提示してください

- ・70歳以上75歳未満の国民健康保険で所得区分が一般の方

必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
事前の手続きは、特に必要ありません	「保険証」と「高齢受給者証」を提示してください

- ・後期高齢者医療で課税世帯の方
- ・国民健康保険で所得区分が上位所得者の方

必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
事前の手続きは、特に必要ありません	「保険証」を提示してください

高額療養費制度が変わります！
後期高齢者医療および国民健康保険加入者の方へ

